

① 受益者を決める時 下水道事業受益者申告者



広告された賦課対象区域内の土地の所有者、又はその土地の権利者は、受益者としての申告を期日までにしてください。
なお、提出がない場合は、土地所有者に認定賦課することになります。

負担金額の決定及び通知



下水道事業受益者申告書に記載された土地の面積に、1平方メートル当たりの負担金額を乗じて得た金額を負担金の額とし、この負担金額・納付期日等を「下水道事業受益者負担金決定通知書」により受益者の方に通知します。

負担金の納付



基本的には、負担金を5年に分割し、さらに1年を4期に区分して納めていただきます。
各徴収区分に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納付通知書により行います。

② 負担金をまとめて納付される時 下水道事業受益者負担金納期前納付書

負担金を全部、または数回分をまとめて納期前に納められる場合は、これにより納付してください。前納報奨金が交付されます。

③ 納付管理人を決める時 下水道事業受益者負担金納付管理人届

受益者が、宇多津町以外に居住している場合は、宇多津町内において独立の生計を営む者の内から納付管理人を定め届けてください。

④ 住所が変わった時 下水道事業受益者(納付管理人)住所氏名変更届

受益者または納付管理人が住所を変更した場合、すみやかに届けてください。
納付管理人を変更した場合も同様に届けてください。

⑤ 受益者が変わった時 下水道事業受益者変更届書

受益者決定後、負担金納付の途中で、売買その他の事由により受益者に変更があった場合は、新しい受益者が、旧の受益者の負担金納付を引き継いでいただきますので、届けてください。
なお、届け出がない場合は、引き続き旧の受益者に負担金がかかることとなります。

⑥ 徴収猶予・減免を受ける時 下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書
下水道事業受益者負担金減免申請書



宇多津町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則に基づく徴収猶予基準、あるいは、減免基準に該当するかたは、徴収猶予または減免になりますので、申請してください。

徴収猶予・減免の決定及び通知

適否を決定し
○下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書
○下水道事業受益者負担金減免決定通知書
により申請者に通知します。